

半田市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和4年7月～令和13年3月)

令和4年7月1日

1. マンションの管理の適正化に関する目標

本市には89棟3,769戸のマンションが立地しており、築30年を超えるマンションはそのうちの約35%、1,332戸となっています。

30年以上の長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定している管理組合の割合は27.7%と、名古屋市を除く愛知県平均の27.5%よりもやや上回っている状況にあります。今後、高経年のマンションが増加することが予想されますが、施策の実施や関係団体との連携によりマンション管理の適正化を推進していきます。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

5年毎の改定にあわせ、管理組合に対する実態調査を実施します。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

半田市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6. 計画期間

令和4年度から令和12年度までの9年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年程度で見直しを行うものとします。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。